

第3章 経済と財政健全化の好循環

2 経済・財政一体改革の推進等

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

(予防・健康づくりの推進)

(ii) 生活習慣病・慢性腎臓病・認知症・介護予防への重点的取組

糖尿病などの生活習慣病や慢性腎臓病の予防・重症化予防を推進する。特定健診・特定保健指導について、地域の医師会等と連携するモデルを全国展開しつつ、実施率向上を目指し、2023年度までに特定健診70%、特定保健指導45%の達成を実現する。保険者努力支援制度において加減算双方向での評価指標の導入などメリハリを強化するとともにその抜本的強化を図る。

(医療・介護制度改革)

(iii) 保険者機能の強化

一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。

法定外繰入等の解消について、国保財政を健全化する観点から、その解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を求めるとともに、保険者努力支援制度における加減算双方向でのインセンティブ措置を導入し、法定外繰入等の一人当たりの額が大きい都道府県を含め、法定外繰入等の早期解消を促す。国保の都道府県内保険料水準の統一や収納率の向上など受益と負担の見える化に取り組む都道府県の先進・優良事例について全国展開を図る。高齢者の医療の確保に関する法律181第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。国保の普通調整交付金の配分について、骨太方針2020における取りまとめに向けて、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から引き続き地方団体等と議論を継続する。

経済財政運営と改革の基本方針2019
(令和元年6月21日閣議決定)〈抜粋〉

2020年度の保険者努力支援制度の指標（市町村分）

法定外繰入の解消等（市町村分）

2020年度実施分(2020年度交付分)

当初は定性的計画であったが、30年度中に定量的計画を策定、かつ計画の第1年次を31年度としている区市町村の取扱いについては国に確認中

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減（2018年度の実施状況を評価）	得点	該当区市町村 (計画ベース)
① 2018年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	35	2区市町村
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合		8区市町村
② 2018年度の削減予定額（率）を達成している場合	30	
③ 2018年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	15	
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合		34区市町村
④ 2018年度の削減予定額（率）を達成している場合	10	
⑤ 2018年度の削減予定額（率）を達成していない場合	▲15	
⑥ 計画策定対象市町村であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合	▲30	12区市町村
⑦ 2018年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、2018年度決算において前年度以上の決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合（2017年度決算において赤字が解消していた場合は除く。）	▲30	対象なし

「定量的計画」かつ「赤字解消期限が6年以内」

「定量的計画」だが「赤字解消期限が6年を超える又は定めていない」

「定量的計画」を策定していない

2020年度の保険者努力支援制度の指標（都道府県分）

法定外繰入の解消等（都道府県分）

2019年度実施分（2019年度交付分）

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 （2018年度の実施状況を評価）	得点	該当 都道府県数
① 都道府県内の市町村が決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない、または、国保運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている全ての市町村について、削減の目標年次及び予定額（削減予定率でも可）を定めた個別の計画が作成されているか。	30	45
② ①の基準は満たさないが、国保運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行っている市町村のうち5割以上の市町村について、削減の目標年次及び削減予定額（削減予定率でも可）を定めた個別の計画が作成されているか。	10	2

2020年度実施分（2020年度交付分）

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 （2018年度の実施状況を評価）	得点
① 都道府県内の全ての市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	30
② ①の基準は満たさないが、都道府県内の市町村のうち7割以上の市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	10
③ 都道府県内の計画策定対象市町村のうち3割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	▲10
④ ③の基準は満たさないが、都道府県内の計画策定対象市町村のうち1割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥、⑦に該当している場合	▲5
⑤ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、全てとりまとめ及び公表を行っている場合	5
⑥ 都道府県内の計画策定対象市町村の赤字削減・解消計画について、取りまとめ及び公表を全く行っていない場合	▲5



都の獲得得点 ▲5点 or ▲10点 or ▲15点

※2018年度決算状況により得点の変動（0点or▲5点or▲10点）

※2018年度に取りまとめ及び公表を全く行っていないため（▲5点）

赤字削減・解消に向けた取組について

■保険者努力支援制度（市町村分・都道府県分あわせて1,000億円のインセンティブ制度）

【2019年度保険者努力支援制度からの変更点】

○点数のマイナス評価の導入（2019年度交付分までは加点方式のみ）

- ・法定外繰入の解消等（市町村分）（P2） 最大35点 最小▲30点
- ・法定外繰入の解消等（都道府県分）（P3） 最大35点 最小▲15点

○影響額（最大試算）

（区市町村分）合計▲150,087千円

（参考：2019年度交付実績 4,638,916千円）

（都道府県分）▲267,772千円

（5.57円（1点あたり交付実績（2018年度））×▲15点（得点）×3,204,927人（2017年度都被保険者数合計））

（参考：2019年度交付実績 3,485,092千円）

※納付金への影響

保険者努力支援制度交付金（都道府県分）は、納付金算定時に東京都全体の納付金総額から差し引き、そのうえで各区市町村の納付金が計算される。

よって、この項目を達成できずマイナス評価となった場合、都内全区市町村の納付金が交付金額相当分増加することになる。

【参考】

○2020年度保険者努力支援制度の合計点

・市町村分： 合計995点

・都道府県分： 合計310点

○2019年度保険者努力支援制度交付額

・都区市町村分 4,638,916千円

・東京都分 3,485,092千円

合計8,124,008千円

■赤字削減・解消に向けた取組について

○対象区市町村のうち、定性的な計画（数値目標なし）を策定している区市町村は、3月初旬までに定量的計画を策定するよう努めること。

○対象区市町村は、公表を前提に3月初旬までに計画の策定・見直しに努めること。

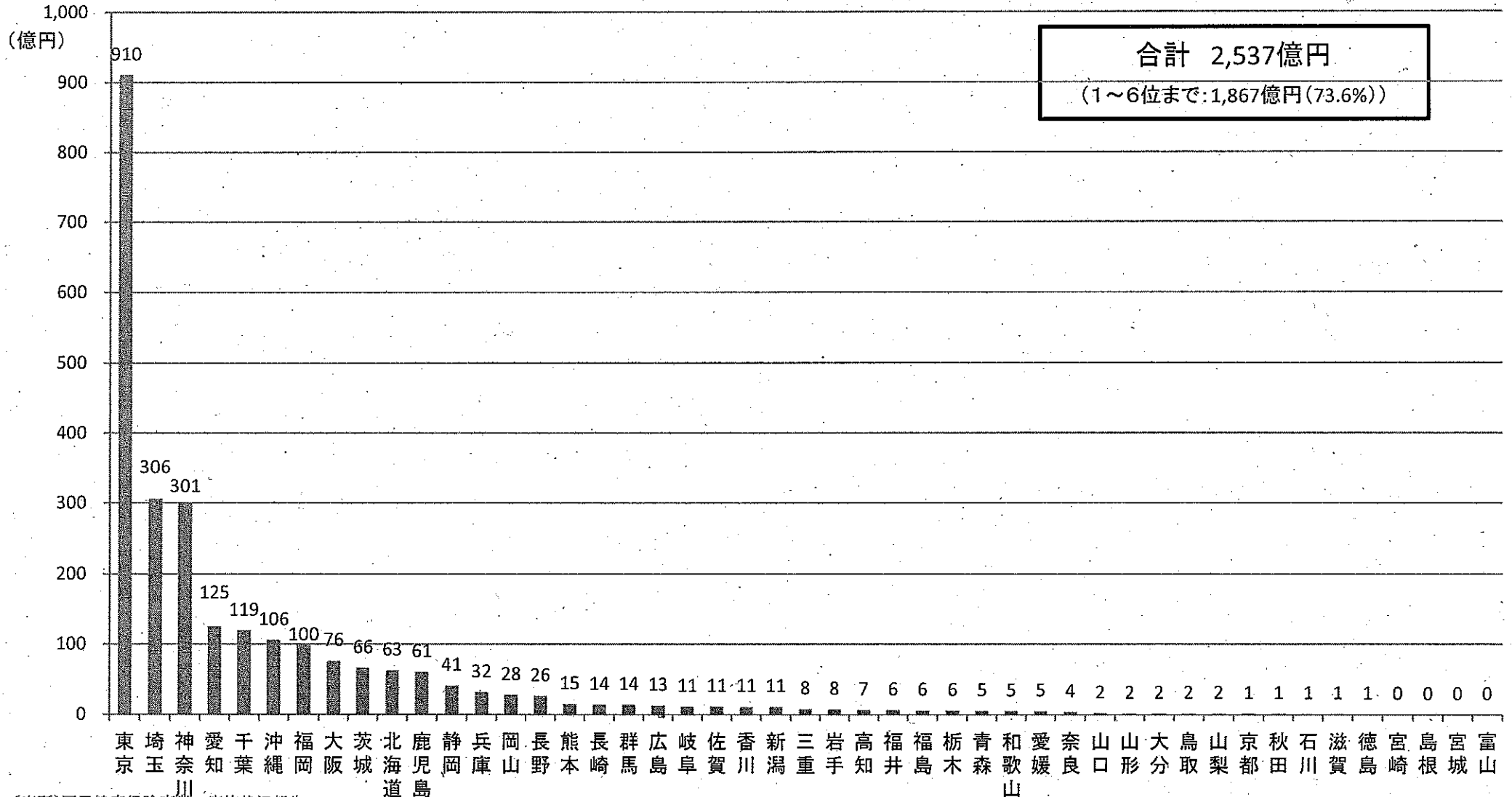
【参考】都内区市町村の国保財政健全化計画の策定状況（平成30年度末）

対象 区市町村	数値目標あり （定量的）	数値目標なし （定性的）	対象外 区市町村
60	48	12	2

【参考】

一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入
(都道府県別状況：平成28年度速報値)

- 法定外繰入を都道府県別に見ると、全体(2,537億円)の約3割(910億円)を東京都が占めている。
- 繰入金額が多く大都市を抱えている1位～6位までの都府県における繰入金額は約1,900億円であり、全体の約7割を占めている。



合計 2,537億円
(1～6位まで:1,867億円(73.6%))

[出所]国民健康保険事業の実施状況報告
(注1)東京都の決算補填等目的の繰入金のうち約6割(約647億円)が特別区の繰入金である。